裁決の公告

東京弁護士会が平成19年12月14日に告知した同会所属弁護士　小林　康志　会員（登録番号21137）に対する懲戒処分（戒告）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月２日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月２日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

京都弁護士会が平成20年９月17日に告知した同会所属弁護士　刃刀　正彦　会員（登録番号28057）に対する懲戒処分（戒告）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月２日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月２日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成20年９月16日に告知した同会所属弁護士　鬼追　明夫　会員(登録番号7856)に対する懲戒処分（戒告）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月２日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月２日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成21年３月４日に告知した同会所属弁護士　早川　明伸　会員（登録番号33021）に対する懲戒処分（戒告）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月２日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月２日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成21年３月30日に告知した同会所属弁護士　小林　幸与　会員（登録番号19687）に対する懲戒処分（戒告）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月２日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月２日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成21年４月28日に告知した同会所属弁護士　横内　淑郎　会員（登録番号16690）に対する懲戒処分（戒告）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月９日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月９日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成21年４月28日に告知した同会所属弁護士　横内　淑郎　会員（登録番号16690）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成21年11月９日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成21年11月９日　　日本弁護士連合会

型式適合認定に関する公示

財団法人建材試験センター公示第型５号

建築基準法（平成25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成21年11月30日

財団法人建材試験センター
理事長　長田　直俊

建築基準法施行令第136条の２の11第一号に掲げる建築物の部分

（認定年月日：平成21年３月26日）

テルウェル東日本株式会社（東京都渋谷区千駄ヶ谷５―14―９）

型02Adce0040101

（認定年月日：平成21年10月29日）

テルウェル東日本株式会社（東京都渋谷区千駄ヶ谷５―14―９）

型02Adce0050101、型02Adce0050201
型02Adce0050301、型02Adce0050401
型02Adce0050501、型02Adce0050601

解散命令公告

北海道公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成21年11月30日

北海道知事　高橋はるみ

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

１　北日本設計監理協同組合
　札幌市中央区北６条西26丁目28番地26ＫＩビル
２　十勝建設経営協同組合
　北海道帯広市西16条北２丁目１番33号
３　十勝圏地域産業振興協同組合
　北海道帯広市緑ヶ丘７丁目12番８号
４　とかち木炭生産企業組合
　北海道河西郡芽室町坂の上９線28番地１

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

２　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日から６箇月以内に北海道（この場合において、北海道を代表する者は北海道知事となる。）を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、官報掲載日から20日を経過した日の翌日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成21年11月30日　　東京都教育委員会

１　失効した免許状
　氏　　名　高橋　三郎
　本 籍 地　山形県
　生年月日　昭和31年１月16日
　免許状の種類、教科及び番号
　⑴　中学校教諭一級普通免許状　保健体育
　　昭52中一普第2980号
　⑵　高等学校教諭二級普通免許状　保健体育
　　昭52高二普第2458号
　授与年月日　昭和53年３月31日
　授与権者　神奈川県教育委員会
２　失効年月日　平成21年11月５日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳代～60歳代の女性、身長150㎝、体格普通、所持金562円

上記の者は、平成21年９月18日、青森県西津軽郡深浦町大間越字宮崎浜の海岸で発見されたもので、死因は溺水死。

遺体は、平成21年10月30日深浦斎場において火葬し、遺骨は深浦霊園無縁墓地安置所に保管しています。心当たりの方は、深浦町町民課まで申し出てください。

平成21年11月30日

青森県　　深浦町長　吉田　　満